

長野県 150 周年記念 長野県史キックオフイベント開催業務 仕様書（案）

本仕様書は、長野県（以下「委託者」という。）が行う長野県 150 周年記念 長野県史キックオフイベント開催業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、その業務内容等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務の名称

長野県 150 周年記念 長野県史キックオフイベント開催業務

2 業務の目的

新しい長野県史の編さん開始を記念し、県史の意義を広く県民に周知するとともに、編さんへの県民参加の機運醸成を図ることを目的に長野県史キックオフイベント（以下「キックオフイベント」という。）を開催する。特に小・中学生から若い子育て世代（以下「若年層」という。）に興味関心をもってもらうことで、県史への理解を深め、郷土愛の醸成を図る。

3 履行期間

契約締結日から令和 8 年 12 月 8 日まで

4 キックオフイベント開催概要

日程 令和 8 年 11 月 7 日（土）

場所 ホクト文化ホール（長野県長野市若里 1-1-3） 中ホール

5 業務の内容

若年層を中心に多くの県民が参加しやすいキックオフイベントを企画・開催する。なお、企画立案、広報、参加者募集・管理及び当日の設営・運営など開催に当たって必要な一切の事務を委託者と協議しながら行うものとする。

(1) 企画立案

以下の具体的内容を含む当日のプログラムについて企画すること。

- ① 池上彰氏を活用したトーク企画
- ② 長野県にゆかりのある著名人によるトークショー（小・中学生向け）
- ③ 第二次世界大戦後から現代までの暮らしや社会の変化を紹介する展示
- ④ 来場者参加型の体験コーナー

(2) 広報

若年層を中心に多くの県民の参加を促す効率的かつ効果的な広報活動を行うこと。

(3) 参加者募集・管理

必要に応じて事前申込制とするなど混乱が生じない対応を行うこと。

(4) PR ツールの制作

長野県史の編さんについて広く情報発信し、県民の関心及び機運を高めるため、A 4 版、厚さ 0.2mm のクリアファイルを 2,000 枚制作し、令和 8 年 10 月 29 日までに納品すること。

(5) 当日の設営・運営

- ①会場設営及び必要な装飾等を行うこと。

なお、中ホールのステージ上部には、イベント名を記載した横看板を設置すること。

- ②全体管理及び催事の円滑な運営管理を行うこと。

- ③来場者の安全確保を適切に行うとともに、運営上のトラブルが生じた場合に対応できるようにすること。

(6) その他

- ①会場の様子や運営状況を写真撮影すること。

なお、上記(1)①及び②については、出演者の意向に配慮し、同意が得られた範囲において写真及び映像を撮影すること。

- ②来場者数のカウント及びアンケート調査により来場者数や属性、県史への期待等について把握し、結果の集約を行うこと。なお、アンケート項目は委託者と協議の上、決定すること。

- ③キックオフイベントの開催に必要な申請・届出等の手続きについては、受託者が代行すること。ただし県名義での申請・届出等が必要な場合は、適宜委託者に相談すること。

6 運営体制

- (1) 県と綿密な連携を図りながら、本業務を円滑に実施できる人員体制を確保すること。

- (2) 本業務の実施に当たっては、事業内容を総合的に判断でき、かつ作業進行を適切に行うことができる責任者を置くこと。

7 業務委託費の範囲

本業務の委託費には、企画費、会場設営費、運営費、機材・備品費、広報費、人件費などキックオフイベントの開催に必要な一切の経費を含むものとする。

8 委託者への報告

- (1) 業務実施計画書

受託者は、業務委託契約締結時に運営体制やスケジュール等を記載した業務計画書（任意様式）を委託者に提出すること。

- (2) 個人情報の取扱いに係る報告等

受託者は、個人情報を取扱う場合、個人情報取扱特記事項に基づき必要書類を委託者に提出すること。

- (3) 業務完了報告

受託者は、委託業務完了後 10 日以内に業務の成果を取りまとめた業務完了報告書（任意様式）に以下の書類を添えて、委託者に提出すること。

- ①アンケート調査の個票

- ②各種制作物一式

- ③その他、委託者が必要と認める書類等

9 その他留意事項

(1) 著作権等の取扱い

- ① 本業務における成果物の所有権や著作権は、原則としてすべて委託者に帰属し、委託者は事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）に限っては、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとする。
- ② 本業務における成果物が第三者の所有権や著作権その他第三者の権利を侵すものでないこと。
- ③ 本業務の履行に際し、第三者の著作権、特許権その他の権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任及び費用負担を負うものとする。
- ④ 被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

(2) その他

- ① 本業務の実施にあたり必要な関係法令を遵守すること。
- ② 委託者と協議の上、業務の詳細を決定し、進捗状況を委託者に報告すること。
- ③ この仕様書に定めがない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上、業務を進めるものとする。